

②多目的空間（河川公園）

【利用条件】

○災害時に撤去可能であること

＜参考＞「淀川河川公園 出水時における施設撤去計画書」より抜粋

- ・施設撤去の実施は、原則として「撤去基準水位」（福島水位観測所 3.30）の到達予想時刻の4時間前までに決定し、現地到着後3時間以内に完了する。
- ・「撤去基準水位」の到達予想時刻が日没後の場合は、日没時刻の4時間前までに施設撤去の実施を決定し、現地到着後3時間以内に完了する。
- ・潮位表の満潮位（標高）が基準高（OP+3.36）以上になる場合、毎時潮位グラフより基準高になる4時間前に撤去を決定する。

【提案していただきたい内容】

○多目的空間（河川公園）を管理運営する場合の活用手法

a. 多目的空間（河川公園）を管理運営する場合

管理運営方法（イベント等の実施方法等）、施設使用料や参加費等の収入の活用方法

b. イベント等事業者の場合

イベントの内容、PRの方法

c. 施設（店舗等）の設置、管理運営をする場合

設置する施設等の概要（コンセプト、用途、規模など）

○災害時における撤去方法や課題

○事業実施にあたっての課題

③親水空間

【区域】

河川区域

【占用主体】

大阪市もしくは協議会（予定）

【現時点の整備予定内容】

大阪・関西万博開催までの完成を目指す。

【設備】

電気や給排水等のインフラの整備については、事業者による実施を想定しています。

※整備にあたって課題があるなど、条件付きの提案でも可能とします。

【想定される募集案】

- ・ SUP体験 ・ カヌー体験 ・ ボート体験
- ・ 自然観察会
- ・ 船着き場を利用した水上アクティビティ



※令和3年2月現在の図面であり、今後変更する場合があります。



※10月6日時点で一部記載内容を修正しております。

③親水空間

【利用条件】

- 災害時に船着き場を防災目的に使用できること
- 河川管理者の判断により、船着き場使用の必要性が生じた場合に利用できること
- 災害時に撤去可能であること

現在、例えば、「津波の何時間前までに撤去」というような基準はありませんが、今後、撤去に関する約束事などについて相談させていただくこともあります。

【提案していただきたい内容】

- 親水空間における事業展開の可能性と必要な条件

- ・ 市場性の有無
- ・ 市場性を有する場合、その事業手法及びそのための条件

(例) 公募条件、事業期間、設置する施設等の概要（コンセプトなど）、
現地の設備（電気設備、給排水設備など）

- ・ 船着き場の使用の有無

- 災害時における撤去方法や課題
- 事業実施にあたっての課題

④その他

①～③の個別的な活用方法に加え、淀川河川敷十三エリアを一体的に活用できるアイデアがございましたら、以下の項目についてご提案ください。

○各エリアの事業連携

- 一体活用の可能性とその事業手法及び必要な条件
- 堤防の裏のり面、堤防の表のり面、多目的空間（河川公園）、親水空間の一体活用の可能性の有無
- 可能性を有する場合のその事業手法及びそのための必要な条件

（例）公募条件、事業期間、設置する施設等の概要（コンセプト、用途、規模など）、現地の設備（電気設備、給排水設備など）



堤防の裏のり面



堤防の表のり面



多目的空間
（河川公園）



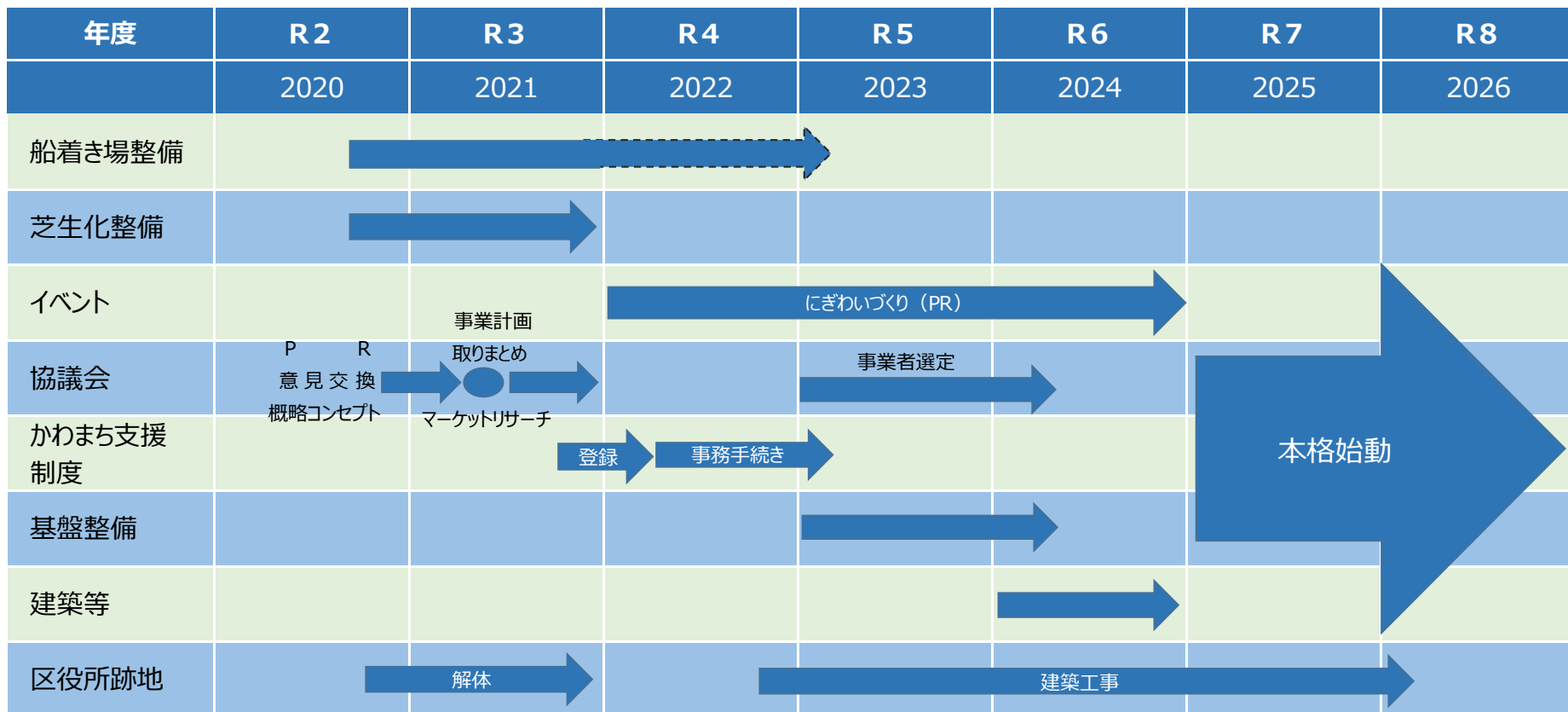
親水空間

MSスケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表	令和 3 年 1 0 月 6 日(水)
事前説明会の参加申込書の提出	令和 3 年 1 0 月 1 3 日(水)～ 1 5 日(金)
事前説明会	令和 3 年 1 0 月 2 6 日(火)
質問の提出	令和 3 年 1 1 月 5 日(金)
質問に対する回答	令和 3 年 1 1 月 1 9 日(金)
参加申込書及び提案書の提出	令和 3 年 1 2 月 1 5 日(水)
対話の実施	令和 4 年 1 月 1 2 日(水)～ 1 8 日(火)予定
実施結果の公表	令和 4 年 1 月末予定

【全体スケジュール】

※現時点での予定であり、今後変更となる可能性があります



【協議会の検討内容】

- (第1回協議会) 大きなねらい、方向性（サービス施設、のり面、親水空間）、スケジュールの確認
⇒ 事例収集、協議会各委員による取り組みのPR、関係者との意見交換の実施
- (第2回協議会) 導入する機能の整理、コンセプトの作成
⇒ マーケットサウンディングの実施の内容
- (第3回協議会) マーケットサウンディングの結果
⇒ 事業の内容（ハード・ソフト）や範囲の整理